

『R2年度税制改正大綱(2) 投資に舵、エンジェル税制拡充』

少子高齢化で公的年金が目減りしていくことを見据え、**老後の資産形成を税制面から促す仕組みとして**、前回お伝えした新NISAに加え、**確定拠出年金(DC)制度の拡充がもう一つの柱となる。**

これまで、勤め先が企業型に加入する会社員は、個人型(イデコ)の利用が難しかった。併用には労使の合意が必要なうえ、事業主が払う掛け金の上限が月5.5万円から3.5万円に下がり、従業員の利点が薄まるため。改正後は、企業型とイデコを合わせた掛け金が月5.5万円までなら、全ての会社員がイデコに入れる。加入年齢は上限64歳まで延ばし、年金の受け取りを始める時期は70歳以降でも可能となる。「イデコプラス」を使える企業の範囲は、従業員300人以下まで広げられる。

一方、ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制)も見直される。特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等で、対象となる特定中小会社の範囲に、内国法人のうち設立10年未満の中小企業者に該当し、金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取引業務を行う同法の規定による登録を受けた者を通じて投資されることその他一定の要件を満たす株式会社が加えられる。



『H30事務年度相続税調査状況 非違件数・割合等微増に』

国税庁はこのほど、平成30事務年度における相続税の調査等の状況を発表した。実地調査の件数は12,463件(平成29事務年度12,576件)、このうち申告漏れ等の非違があった件数は10,684件(同10,521件)で、非違割合は85.7%(同83.7%)となっている。申告漏れ課税価格は3,538億円(同3,523億円)で、実地調査1件当たりでは2,838万円(同2,801万円)だった。申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順番に、現金・預貯金等が1,268億円(同1,183億円)、土地が422億円(同410億円)、有価証券が388億円(同527億円)となっている。追徴税額(加算税を含む)は708億円(同783億円)で、実地調査1件当たりでは568万円(同623万円)となった。重加算税の賦課件数は1,762件(同1,504件)、賦課割合は16.5%(同14.3%)となった。簡易な接触の件数は10,332件で、申告漏れ等の非違等があった件数は5,878件(全体の56.9%)。海外資産関連事案に対する実地調査は1,202件(前年対比106.5%)。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は144件(同107.5%)、課税価格は59億円(同84.2%)となっている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com